

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人六名の弁護人内藤隆、同清井礼司の上告趣意は、違憲をいうが、その実費は、すべて単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年一二月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進	
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	藤	島		昭